



健康課からのお知らせ

8月から医療費が高額になったときの自己負担額が変わります

国民健康保険加入者（70歳以上75歳未満）と後期高齢者医療加入者の高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から下表のとおり変更になります。

・自己負担限度額（月額）

所得区分		外来 + 入院（世帯）	
		外来（個人）	
現役並み所得者		44,400円（平成29年7月まで） ↓ 57,600円 （平成29年8月から）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【多数回該当：44,400円】
	一般	12,000円（平成29年7月まで） ↓ 14,000円 （平成29年8月から） 8月～平成30年7月の 年間限度額144,000円	44,400円（平成29年7月まで） ↓ 57,600円 （平成29年8月から） 【多数回該当：44,400円】
国民健康保険 被保険者	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
	低所得者Ⅱ		24,600円
後期高齢者医療 被保険者	区分Ⅰ		15,000円
	区分Ⅱ		24,600円

■所得区分について

国民健康保険被保険者（70歳以上75歳未満）

- ・現役並み所得
医療費の自己負担割合が3割の人
- ・一般
「現役並み所得」「低所得者Ⅰ」「低所得者Ⅱ」以外の人
- ・低所得者Ⅰ
世帯主および国保被保険者が住民税非課税世帯で各所得金額（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円となる人
- ・低所得者Ⅱ
世帯主および国保被保険者が住民税非課税世帯で低所得者Ⅰに該当しない人

後期高齢者医療被保険者

- ・現役並み所得
医療費の自己負担割合が3割の人
- ・一般
「現役並み所得」「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」以外の人
- ・区分Ⅰ
世帯員全員が住民税非課税で、世帯員全員の各所得金額（年金所得は控除額を80万円として計算）が0円となる人
- ・区分Ⅱ
世帯員全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない人

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

国民健康保険は更新の申請が必要です

現在の認定証の有効期限は7月31日です。自動更新ではありませんので、必要な人は健康課または各支所で申請してください。

【申請に必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カード



後期高齢者医療は自動更新です

平成28年度限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で、平成29年度も住民税が非課税の世帯に属する人は申請の必要はありません。ただし、新たに取得する場合は、申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

後期高齢者医療被保険者証の送付について

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。8月から使用する被保険者証は、県後期高齢者医療広域連合から7月15日以降に、『特定記録郵便』（黄色の封筒）で送付します。7月24日を過ぎても被保険者証が届かない場合は、健康課までお問い合わせください。

被保険者証を受け取ったら

被保険者証に記載された内容に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合は、お手数ですが、健康課へお申し出ください。

有効期限が切れた被保険者証の返還

有効期限が切れた被保険者証は、健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。



ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者等医療費の受給資格者証更新のお知らせ

該当者には新しい受給資格者証を送付します

現在の受給資格者証の有効期限は7月31日です。受給資格の要件に所得制限がありますので、前年の所得を審査し、該当する人には7月末までに新しい受給資格者証を送付します。

更新手続きが必要な人には、個別に書類を送付しますので、健康課または各支所で手続きをしてください。

なお、有効期限の切れた受給資格者証は、健康課または各支所へお返しください。

加入している健康保険が変わったら・・・

受給資格者証の変更届が必要です。新しい健康保険証、受給資格者証、印鑑をお持ちのうえ、健康課または各支所で手続きをしてください。